

議 事 録 確 認

「駅業務委託について（西川口駅）」に関する申し入れの交渉経過において、
別紙のとおり確認した。

平成 29 年 5 月 11 日

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
総務部 勤労課長 原 潔



東日本旅客鉄道労働組合大宮地方本部
業 務 部 長 高橋 孝一



〔別 紙〕

- (組 合) 西川口駅において団体交渉はもとより、提案さえ受けていない駅業務委託の施策について、業務委託を想定し、特定の組合員に対し面談・懲憑を行ったことは、組合員に不安や不信感を与え職場混乱を招いただけでなく「施策実施に関する確認メモ」（平成 26 年 6 月 26 日締結）違反であり、労使関係にも影響を及ぼしかねない事象である事を受け止め、猛省すること。また、今回行った面談内容については撤回すること。
- (会 社) 西川口駅において、一部の社員とのやりとりの中で面談と捉えられるような状況があったことを重く受け止めているところである。今事象を踏まえ、改めて信義誠実の原則に則り、真摯に議論を行うべきものと考えている。なお、当該社員に対しては改めて、面談と捉えられるような内容について取消すことを伝えたところである。
- (組 合) 今事象を発生させた原因を明らかにし、二度と同種事象を発生させない為の具体的な対策を実施すること。
- (会 社) 今回は、社員の不安解消を目的とした一部の社員とのやりとりの中で、面談と捉えられるような状況があったことによるものである。今事象に鑑み、「施策実施に関する確認メモ」（平成 26 年 6 月 26 日締結）を踏まえるよう、関係箇所に対して支社から周知徹底を図っていく考えである。

- (組 合) 西川口駅を業務委託する目的とメリットを明らかにすること。
- (会 社) 管理者を含めたエルダー社員の雇用の場の確保や選択肢の拡大、駅の要員事情の急激な逼迫を踏まえ、グループ一体となった効率的な駅業務体制を構築していくことが必要であり、業務委託をすることとした。
- (組 合) 施策の目的に踏まえ施策実施時及び、実施以降においてもエルダー社員を確保すること。
- (会 社) 今後もエルダー社員の雇用の場の確保が重要であると認識しているところである。本施策の趣旨を踏まえ、エルダー社員の配属については希望する職種等、面談等コミュニケーションを通じて把握し、出向会社と調整したうえで決定していく。
- (組 合) 施策実施時の変化点において、安全レベルを維持できる体制を確保すること。また、施策実施以降においても本体と同等の体制を確保すると共に、異常時対応等の教育を徹底して行うこと。
- (会 社) 本施策実施に伴い、駅務責任者が泊り勤務をとるとともに、必要な教育訓練は実施していく。また、駅業務受託会社においても定められた教育訓練を実施しているほか、当社主催の教育訓練への合同参加や訓練の共催等、連携した教育訓練も併せて行っているところである。なお、異常時対応等に必要な社員周知や教育は実施していく考えである。
- (組 合) 出札業務を含めて委託する根拠を具体的に明らかにすること。また、サービスレベルを維持するために多売期の窓口対応が出来る要員を確保すること。
- (会 社) お客さまのご利用状況や発売実績、近隣駅への影響等を勘案し、出札業務を含めて委託するところである。なお、多売期については駅業務受託会社で体制をとるが、必要に応じて連携していく考えである。
- (組 合) 駅務責任者及び現地責任者の指定方法について明らかにすること。また、西川口駅の朝通対において、ホーム上の安全確保をするために駅務責任者1名、社員1名、テンポラリースタッフ4名を基本とする現行の体制を維持すると共に、乗務員区所への周知を行うこと。
- (会 社) 現地責任者の業務については、当務である駅務責任者が担うことを基本とする。また、通勤対策の体制については、駅業務受託会社において決定されることとなるが、安全確保の必要性については駅業務受託会社と共有していく考えである。なお、関係乗務員区所等には周知を行っていく。

- (組 合) ホームドアの設置計画を示すこと。また、工事期間中にホーム上にガードマンを配置し安全確保すること。
- (会 社) 西川口駅のホームドアについては、2019年度末までの整備予定となっている。また、工事期間中のガードマンについては必要により配置していく考えである。
- (組 合) 管理駅となる川口駅の役割と管理者の業務量の変化を具体的に示すこと。異常時対応のフローを作成し社員周知すると共に、駆けつけについては川口駅を基本としつつ、実態を把握し検証すること。
- (会 社) 管理駅となる川口駅の新たな役割は、設備管理や履行確認、業務委託駅における異常時の応援等であり、対応等に必要な周知を行っていく考えである。また、異常時の応援は管理駅等が行うことが基本となる。なお、即応態勢の観点から、管理駅以外の箇所も状況に応じた対応の要請を行っていくこととなる。
- (組 合) 今施策に伴う若年出向の目的と役割を明確にし、エルダー社員を最優先に配属し、必要以上の若年出向は行わないこと。また、目的が達成され次第出向期間を短縮し本体に戻すこと。
- (会 社) 出向については、グループ会社の指導や人材の育成等、将来にわたり駅業務を運営できる体制を確立していくために行うものである。なお、今後もエルダー社員の雇用の場を確保しつつ、委託後の要員事情については駅業務受託会社と連携して把握していく。
- (組 合) 施策に伴う異動に際する面談において、施策の趣旨等を丁寧に伝え、モチベーションが向上できるよう本人希望を尊重すること。
- (会 社) 社員の運用については、任用の基準に基づき、本人の適性などを総合的に勘案して決定することとなる。なお、施策の内容等については関係する社員に対して面談等で周知していく考えである。
- (組 合) 働きがい向上のため職場の声を基に、バックヤードの設備環境を整備すること。また、3Fトイレは共用で使用しにくいいため女性トイレの増設等含め早急に改善すること。
- (会 社) 駅の設備等については、駅業務受託会社も含めた関係箇所の意見も踏まえ、必要なものについては実施していく考えである。
- (組 合) 実施後に問題点が発生した時は速やかに改善に向けて取り組むこと。
- (会 社) 問題は生じないと考えているが、具体的に提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（平成27年10月1日締結）」に則り取り扱っていく。